

計量器を使用されているみなさまへ  
定期検査のお知らせ

計量法では、取引や証明に使用する「はかり」を持っている場合は、定期検査を受けることが義務付けられています。

●検査対象／小型はかり（一度に計ることのできる最大量が1t未満で、取引または証明に使用しているもの）

●定期検査日

月日	検査会場名
6月15日	北斗市商業活性化支援センターエイド 03
	茂辺地住民センター
	石別住民センター
6月17日	北斗市農業振興センター
6月20日	北斗市保健センター
6月22日	七重浜住民センター
6月23日	北斗市公民館

前回（令和2年）に検査を受けた方へ電話による事前調査後に、ハガキにて検査日時・場所をお知らせします。

\*検査対象の「はかり」をお持ちの方で事前調査の照会が来ていない方、または新しく検査が必要な「はかり」を使用している方は、定期検査日程前にご連絡ください。

問 市役所水産商工労働課商工労働係  
[内線287]

## 北斗市の魅力発信 ふるさと納税返礼品提供事業者募集



ふるさと納税を通して、北斗市の「魅力」を発信し、地元特産品のPRや販路拡大、さらには地域経済の活性化などを図るため、返礼品提供事業者を募集します。

### ○提供事業者の要件

市内に事業所がある法人、または個人事業者であること。

### ○募集する返礼品について

・市内で生産、製造、加工、サービスの提供がされているもの、または栽培、採取、育成された原材料を使用しているものであること。

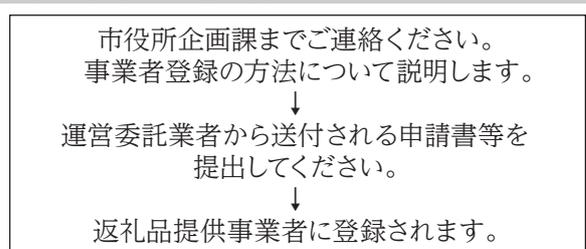
### ○返礼品提供事業者のメリット

- 1 全国の寄附者に返礼品を送るため販路拡大につながります。
- 2 サイト登録・運用に掛かる費用、品物の送料が掛かりません。
- 3 代行業者が間に入ることにより、配送の手配や商品受付など個人情報の取り扱いが不要です。

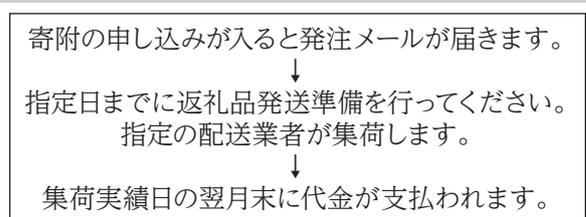
### ○ふるさと納税とは

自分の生まれ故郷はもちろん、お世話になった地域や、これから応援したい地域の力になりたいという思いを実現し、「ふるさと」へ貢献するための制度です。

### ○返礼品事業者登録の流れ



### ○返礼品提供事業者の事務の流れ



問 市役所企画課企画係 [内線237・238]

## 空き地の草刈 をしましょう

空き地に雑草が生い茂ると害虫の発生源となるだけでなく、ポイ捨てや不法投棄がされやすい環境となります。また、伸びた雑草で見通しが悪くなると、交通事故や防犯上の問題を引き起こす原因にもなります。空き地の所有や管理者は雑草の草刈りを行うなど空き地を適正に管理し、清潔を保つようにしましょう。

なお、自分で草刈りができない場合は、市などが草刈りを代行する制度もありますので、お気軽にご相談ください。

問 市役所環境課環境係[内線262~265]

### マイナンバーカードの交付申請・受取・電子証明書の更新

## マイナンバーカード夜間休日窓口

要予約

平日の市役所開庁時間に来庁できない方のために、時間外窓口を開設します。ご予約はインターネットまたはお電話で。



●受付場所／北斗市役所市民課

開設日時	予約申込期限(午後5時まで)
6月23日(木) 午後5時~7時	6月20日(月)
6月26日(日) 午前8時30分~正午	6月20日(月)
6月30日(木) 午後5時~7時	6月27日(月)

●予約URL／<https://www.harp.lg.jp/SnuZhceg>

問 市役所市民課窓口係[内線113~116]